

薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市行政管理部関係補助金等交付要綱（平成19年告示第97号。以下「要綱」という。）第2条に掲げる薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴施設 薩摩川内市内の山間部等において、放送の難視聴解消を目的として、地域住民が共同で、受信環境の良い場所に設置したアンテナで受信したテレビ放送電波を複数の世帯（共聴施設の組合員世帯）に分配（再放送）し視聴を可能とするための施設
- (2) 自主共聴組合 地域住民により自主的に整備された共聴施設の管理運営を行うため、設立された組合をいう。

(補助の要件)

第3条 補助金は、自主共聴組合が当該共聴施設の維持管理に要する経費を対象とし、次に掲げるものとする。

- (1) 共聴施設を維持するための電気料
- (2) 共聴施設が落雷、火災、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合にその修繕及び交換の費用を補償するための保険料
- (3) 共聴施設が落雷、火災、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合に実施する工事費等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、共聴施設の維持管理に必要な経費で市長が認めるもの。

(補助金の額)

第4条 自主共聴組合に交付する補助金の額は、当該年度内における前条の経費のうち、次に掲げるものを合わせた金額とする。

- (1) 電気料 上限5万円まで
- (2) 保険料 10万円を超過額に2分の1を乗じて得た額とし、上限10万円まで
- (3) 工事費等 10万円を超過額に2分の1を乗じて得た額とし、上限10万円まで

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の市長が別に指定する日は、第2項に定めるものとする。ただし、テレビの視聴ができない等の理由により、緊急の改修が必要とされたもので、市長が必要と認める事業については事業着工又は事業完了している場合

(以下この項において「事業完了等の場合」という。)においても申請を行うことができるものとする。

2 補助金の交付申請は、当該年度の10月末日までに行うこととし、年度内において1回限りとする。

3 補助金の交付を受けようとする自主共聴組合は、テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に加え、規則第5条第3号の規定による第3条の各号に掲げる経費の申請に必要な書類として次の各号に掲げるものを添付するものとする。

- (1) 当該年度の予算状況について証する書類(総会資料等)
- (2) 事業者が作成した見積書
- (3) 工事施工前の現場写真
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 第3条第2号に掲げる経費を申請した自主共聴組合は、第3条第3号に掲げる経費については、申請を行うことができないものとする。

(補助金交付の基準)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、第3条の要件を満たす事業であると認めたときは、補助金の交付を決定し、自主共聴組合に対し、テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(補助事業の内容変更)

第7条 交付決定通知書を受けた自主共聴組合が、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、その際に添付する書類は、次の各号に掲げるものとし、第3条の各号に掲げる経費において変更に関連する必要な書類を添付するものとする。

- (1) 事業者が作成した見積書等
- (2) 工事施工前の現場写真
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により、自主共聴組合に通知するものとする。

- (1) 補助金額に変更を生じている場合 テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 市長が別に定めるもの
(事業完了報告)

第8条 自主共聴組合が、当該事業を完了したときは、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業完了届(様式第5号)
- (2) 第3条各号に掲げる経費を支払ったことを証する書類

(3) 第3条3号の場合は、工事等で実施した施工後の現場写真

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、運営事業が適正に行われたと認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金確定通知書（様式第6号。以下「確定通知書」という。）により、自主共聴組合に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 自主共聴組合は、補助金交付の請求をしようとするときは、テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金請求書（様式第7号）に、口座振込依頼先の通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求があったときは、関係書類を審査し、補助金の請求が適当であると認める場合は、補助金を交付する。

(流用の禁止)

第12条 自主共聴組合は、交付を受けた補助金を他の経費に流用してはならない。

(補助金の返納)

第13条 補助金の交付を受けた自主共聴組合が、前条の規定に違反し、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

(効果の測定)

第14条 条例第4条第2項第1号に定める項目は、災害時等における共聴施設の復旧に要した日数から算出する稼働率を用いて測定するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

薩摩川内市長 様

(自主共聴組合)

団体名称 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

メールアドレス _____

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付申請書

薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付要領第5条の規定に基づき、補助金を下記により交付くださるよう申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

(1) 申請額内訳

経 費	金 額
電気料	_____ 円
保険料	_____ 円
工事費等	_____ 円
合計	_____ 円

※各経費の金額は税込み価格を記入すること

2 添付書類

※ () 内は対象経費の交付申請の際に必ず添付する書類

- (1) 当該年度の予算状況について証する総会資料等の書類 (全て)
- (2) 事業者が作成した見積書 (工事費等)
- (3) 工事施工前の現場写真 (工事費等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

薩 行 第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長 印

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業費 円
- 2 補助金の額 円

3 交付決定に付する条件

自主共聴組合が、交付を受けた補助金を他の経費に流用したとき、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

年 月 日

薩摩川内市長 様

(自主共聴組合)

団体名称 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

メールアドレス _____

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日付け薩行第 号で決定通知を受けた薩摩川内市
テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金に係る事業計画を、下記のとおり
変更したいので、薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交
付要領第7条の規定に基づき申請します。

記

1 計画変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

※ 添付書類については、変更内容が確認できる書類を添付すること。(工事
費等に係る経費は(2)及び(3)を添付すること。)

- (1) 事業者が作成した見積書等
- (2) 工事施工前の現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

薩 行 第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長 印

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金の計画変更については、申請のとおり承認し、補助金等の額を下記のとおり変更することに決定します。

記

1 補助金等の交付決定額

変更前	円
変更後	円

2 変更決定に付する条件

- (1) 自主共聴組合等は、交付を受けた補助金を他の経費に流用してはならない。
- (2) 補助金の交付を受けた自主共聴組合が薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付要領第12条の規定に違反し、又は不正の行為があったときは、市長は、既に交付した補助金の全部又は一部を返納させることができる。

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業完了届

年 月 日付け薩行第 号で補助金交付決定を受けたテレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業について下記のとおり完了しましたので、薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付要領第 8 条の規定に基づき提出します。

年 月 日

薩摩川内市長 様

(自主共聴組合)

団体名称 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____

メールアドレス _____

収支精算書

運営経費	円	左 の 財 源 内 訳	市補助金	円
			自己負担金	円
			合 計	円

当該年度における共聴施設の稼働状況

災害時等に復旧(視聴可能な状態に回復)するまでに要した期間があれば、の日数を記入してください。	日
-------------------------------------------------	---

注 添付書類として、以下の書類を添付すること。

- (1) 第 3 条各号に掲げる経費を支払ったことを証する書類
- (2) 第 3 条 3 号の場合は、工事等で実施した施工後の現場写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

薩 行 第 号
年 月 日

様

薩摩川内市長 印

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のあったテレビ難視聴自主共聴組合運営
支援事業完了届に基づき、年 月 日薩行第 号のテレビ難視
聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付決定通知書による補助金の額は、下
記のとおり確定します。

記

1 交付確定額 円

年 月 日

薩摩川内市長 様

(自主共聴組合)

団体名称 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ ⑧

電話番号 _____

メールアドレス _____

テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金請求書

年 月 日付け薩行第 号で決定通知のあった、テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金について、薩摩川内市テレビ難視聴自主共聴組合運営支援事業補助金交付要領第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金請求額 円

<口座振替依頼書>

金融機関名	
本・支店等名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

注 添付書類として、振込先通帳の写しを添付すること。